○国立大学法人埼玉大学教育機構規程

［平成24年６月21日
規 則 第 １ ３ 号］

改正　平成25．7.25　25規則8　平成28．3.17　27規則70
令和２．3.26　元規則43　令和４．3.17　３規則41
令和５．3.16　４規則59　令和５．6.22　５規則14
令和７．3.27　６規則49　令和７．4.24　７規則6

（趣旨）

第１条　この規程は、国立大学法人埼玉大学学則第６条第２項の規定に基づき、教育機構に関し、必要な事項を定める。

（目的）

第２条　教育機構は、本学における教育にかかる企画・実施及び学生支援を行うことを目的とする。

（業務）

第３条　教育機構においては、次に掲げる業務を行う。

(1) 教育の企画・立案及びその実施並びに評価及び改善

(2) 地域社会・市民社会との連携に関する企画・立案及びその実施並びに評価及び改善

(3) 全学の教員養成の企画・立案及びその実施並びに評価及び改善

(4) 入学者選抜の企画・立案及びその実施並びに評価及び改善

(5) 学生に対する総合的支援の企画・立案及びその実施並びに評価及び改善

(6) 保健管理の企画・立案及びその実施並びに評価及び改善

（教育企画室及びセンター等）

第４条　教育機構に、前条に掲げる業務を遂行するために、次の組織を置く。

(1) 教育企画室

(2) 基盤教育研究センター

(3) 英語教育開発センター

(4) 日本語教育センター

(5) 多文化共修センター

(6) 教員養成支援センター

(7) アドミッションセンター

(8) キャリアセンター

(9) 学生生活支援室

(10) 学生相談・特別支援センター

(11) 保健センター

２　前項の組織に関する事項は、別に定める。

（機構長）

第５条　教育機構に機構長を置き、学長の指名する理事又は副学長をもって充てる。

２　機構長は、教育機構を統括する。

（副機構長）

第６条　機構長の下に副機構長２人を置き、教員の副機構長は本学の専任教員、事務職員の副機構長は学務部長をもって充てる。

２　教員の副機構長は、学長が委嘱する。

３　副機構長は、機構長の命を受けて、教育機構を統括補佐する。

４　教員の副機構長の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、教員の副機構長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（事務）

第７条　教育機構の事務は、学務部において処理する。

（雑則）

第８条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、平成24年６月21日から施行し、平成24年４月１日から適用する。

附　則（平成25．7.25　25規則8）

１　この規程は、平成25年10月１日から施行する。

２　共生社会教育研究センターは、改正後の第４条第１項の規定にかかわらず、平成26年３月31日までの間、存続するものとする。

附　則（平成28．3.17　27規則70）

この規程は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（令和２．3.26　元規則43）

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和４．3.17　３規則41）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５．3.16　４規則59）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５．6.22　５規則14）

この規程は、令和５年６月22日から施行する。

附　則（令和７．3.27　６規則49）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和７．4.24　７規則6）

この規程は、令和７年５月１日から施行する。